

2. 「平成24年版成果レポート(案)」について

平成24年6月
農林水産部

【目 次】

施策 153 自然環境の保全と活用	1
施策 254 農山漁村の振興	5
施策 311 農林水産業のイノベーションの促進	9
施策 312 農業の振興	15
施策 313 林業の振興と森林づくり	21
施策 314 水産業の振興	27

【主担当部局：農林水産部】

平成 21 年度末での到達目標

生物多様性をはじめとする自然環境の保全の方向性の明確化や、保全活動のサポート機能を充実することで、県民の皆さんや事業者、NPOによる生態系や希少野生動植物、里地・里山・里海の自主的な保全活動が活発に行われています。また、こうした取組をとおして、県民の皆さんが自然とのふれあいや地域への愛着を深めながら暮らすとともに、増えすぎた野生鳥獣の生息密度が減少し、適正な状態で管理されています。

平成 23 年度の取組概要

- ・三重県の生物多様性を保全・活用するための基本的な取り組み方向を示した「みえ生物多様性推進プラン」を策定
- ・希少野生動植物種をはじめとする自然環境の現状を明らかにするため、平成 26 年度の策定を目指して「三重県レッドデータブック*」の更新作業に着手
- ・農林産物被害の大きいニホンジカやイノシシについて猟期の延長を実施
- ・今後 5 年間の鳥獣保護事業の基本的な考え方を示した第 11 次鳥獣保護事業計画と農林産物被害の減少に向けたニホンジカとイノシシの特定鳥獣保護管理計画を策定
- ・自然環境保全地域（祓川）で生態系維持回復調査を実施
- ・平成 16 年台風 21 号及び紀伊半島大水害により被害のあった大杉谷登山歩道の災害復旧を進め 82% の区間で復旧が完了
- ・紀伊半島大水害により被災した飛雪ノ滝野営場の災害復旧に着手
- ・鬼ヶ城周回線や東海自然歩道などの自然公園施設等を 12 箇所整備
- ・34 箇所の生物多様性の保全活動を促進
- ・「死亡野鳥等における高病原性鳥インフルエンザに係る対応マニュアル」を改正

平成 23 年度の取組の検証（得られた成果、残された課題）

- ・三重県の生物多様性の保全と利用を進めていくための「みえ生物多様性推進プラン」を策定しました。しかし、現状では生物多様性の保全活動は 34 箇所にとどまっており、さらなる活動促進が必要です。
- ・さまざまな主体の自発的な自然を守る行動を促進するために、「三重県レッドデータブック」の更新作業について、県民の参画を得ていくことが重要です。
- ・ニホンジカやイノシシの猟期の延長を行いましたが、農林産物への被害の減少には繋がっていません。
- ・自然公園施設の災害復旧に取り組んだ結果、平成 24 年度には大杉谷登山歩道の開通区間が拡大します。また、紀伊半島大水害にて被災した飛雪ノ滝野営場の復旧工事においては、早期復旧のため工事を発注しましたが、洪水により流入した土砂の排土場所の確保が難しかったことから進捗が遅れています。
- ・自然公園等の管理については、景観や生態系、自然公園施設の適正な管理を進めていく必要があります。
- ・死亡野鳥等における高病原性鳥インフルエンザに係る対応については、迅速に対応する必要があります。

平成 24 年度の改善のポイントと取組方向

- ・「みえの生物多様性推進プラン」の理解促進のため、身近な自然環境や生物の多様性から私たちが享受している恩恵や、その利用を持続可能なものとすることの必要性について普及啓発を行います。
- ・県民の皆さんのが参加を得て、県内の希少野生動植物の現状把握を行い「三重県レッドデータブック」の更新作業を進めます。また、専門知識や必要な情報の提供などを行い、NPO等が自発的に行う希少野生動植物の保全活動、里地・里山・里海や河川などにおける自然環境保全活動を促進します。
- ・農林産物被害の大きいニホンジカやイノシシについて、捕獲頭数等の制限緩和を進めて捕獲を促進し、適正な生息密度への誘導と被害の軽減を進めます。
- ・県民の皆さんに自然とのふれあいの場を提供できるよう、施設情報などわかりやすい情報発信に努めます。また、これまでに被災した自然公園施設等の復旧整備や自然環境に配慮した河川や海岸等の整備・保全を進めます。なお、飛雪ノ滝野営場については、施行委任を受けた環境省直轄事業と県の復旧工事を計画的に進めます。
- ・自然公園や三重県自然環境保全地域等を県民の参画も得た活動等も加え適正に管理し、優れた自然の保全や生態系の維持回復を進めます。
- ・死亡野鳥等における高病原性鳥インフルエンザに係る対応については、家畜保健衛生所と連携して、情報等の共有を図り迅速に対応します。

県民指標					
目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値 実績値	27年度 目標値 実績値	目標項目の説明	
生物多様性の保全活動実施箇所	一	44か所	74 か所	絶滅のおそれのある野生動植物種の保護活動および里地里山の保全活動の実施箇所数の合計	
	34 か所	一	一		
目標項目を選んだ理由			平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方		
県民の皆さんやNPO団体等による生物多様性保全活動など、さまざまな主体の自発的な自然を守る行動の状況を示すものであることから、目標項目として選定しました。			生物多様性に係る保護活動箇所数を年間 10 か所ずつ増やしていくこととしており、平成 24 年度には 44 か所とする目標数値を設定しました。		

施策責任者からのコメント

農林水産部 次長 西村 文男 電話：059-224-2501

- ・生物多様性の調査や計画の策定を県民の皆さんとともにを行うことをとおして、さまざまな主体の自発的な自然を守る行動を促進します。
- ・農林水産業等への被害の大きい野生鳥獣について、制限緩和を進めて捕獲を促進するとともに、他の鳥獣被害対策との連携を進めることで、被害の軽減を図ります。
- ・紀伊半島大水害等で被災した自然公園施設等の早期復旧を図ります。また、優れた自然環境の保全や重要な生態系の維持回復のための取組を進めるなど、県民の皆さんとのふれあいを推進します。

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	124	230			

活動指標	23 年度 現状値	24 年度 目標値	27 年度 目標値	目標項目の説明			
ニホンジカの推定生息頭数	51,800 頭 (22 年度)	49,000 頭	10,000 頭	県内に生息するニホンジカの推定生息頭数			
対応する基本事業	15301	生物多様性保全の推進					
目標項目を選んだ理由	平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方						
農林産物被害の特に大きいニホンジカについて、推定生息数を目標項目として選定しました。	地域的に著しく増加しているニホンジカに対し、個体数または生息密度等の目標を設定し保護管理していく計画(特定鳥獣保護管理計画)の目標数値と整合するよう、平成 24 年度は 49,000 頭を目標値として設定しました。						

活動指標	23 年度 現状値	24 年度 目標値	27 年度 目標値	目標項目の説明			
自然環境の新たな保全面積(累計)	一	3ha	163ha	新たに「自然公園特別地域」、「自然環境保全地域特別地区」に指定された面積および新たに「里地里山保全活動計画*」の認定を受けた面積の合計			
対応する基本事業	15302	自然環境の維持・回復					
目標項目を選んだ理由	平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方						
自然環境を改変する行為が規制されている区域および保全活動が計画されている区域の新規指定面積の合計であり、面的に自然環境の保全の状況を示す指標であることから、目標項目として選定しました。	「みえ生物多様性推進プラン」の目標に合わせ、景観や生物多様性などで特に重要な地域を平成 27 年度までに新たに約 160ha 指定するとして数値目標を設定しており、平成 24 年度は、「里地里山保全活動計画」を 3ha 認定することを目標としました。						

活動指標	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明		
自然とのふれあいの場の満足度	81.4 %	82.0%	85.0%	自然公園内の園地など人と自然のふれあいの場の整備状況に関する利用者の満足度（5段階で利用者の満足度合いをアンケートで調査するうち、最上位評価とする5「満足」および次の評価とする4「おおむね満足」の割合）		
対応する基本事業		15303	自然とのふれあいの促進			
目標項目を選んだ理由		平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方				
自然とのふれあいを推進するためには、快適に自然とふれあえる場が確保されているかが重要なことから、自然公園内の施設等の利用者の満足度を数値目標として選定しました。		自然公園施設利用者の満足度は、これまでの5年間で5%向上し80%となっていていることから、目標年度（平成 27 年度）までにさらに5%向上させ、満足度を85%にすることを目標として設定しており、平成 24 年度は82%を目標としました。				

【主担当部局：農林水産部】

平成 27 年度末での到達目標

これまでの農山漁村の地域づくりや都市農村交流の促進などの取組の発展をとおして、農林水産業をはじめ豊かな地域資源を生かした地域の産業が活性化され、地域を訪れる人びとが増加しています。また、農林水産業の鳥獣被害が軽減されるなど安全・安心な農山漁村づくりや資源保全活動が積極的に進められ、農山漁村地域の活力向上につながっています。

平成 23 年度の取組概要

- ・都市と農山漁村の交流促進に向けた農林漁業体験指導者の養成や交流施設の整備への支援
- ・「三重の田舎(里) ファン」づくりに向けたホームページ等による情報発信などの実施
- ・地域資源の活用により新たな価値の創出につなげる「地域活性化プラン*」の取組の推進
- ・生活環境や生産基盤の機能向上などに向けた農道や農業集落排水施設等の整備の実施
- ・獣害対策における市町の「被害対策」と「生息管理」の一体的な取組に対する支援活動や、集落ぐるみで対策を行う「獣害につよい集落」づくりに向けた活動の展開
- ・農業の多面的機能*の維持増進に向け、さまざまな主体による水路や農道等生産資源の保全管理活動等への支援や、中山間地域等における農業生産活動の不利性を補正するための支援
- ・水産業の多面的機能の維持増進に向け、藻場・干潟等の保全活動に対する支援や、藻場での食害生物除去や保護区域の設定、干潟での耕うんや稚貝等の増加に向けた活動の実施

**平成 23 年度の取組の検証（得られた成果、残された課題）**

- ・都市と農山漁村の交流では、農山漁村地域の交流人口が 500 万人を超え、農林漁業体験などの交流活動グループが集う「心豊かな里づくりネットワーク」への参加団体も 111 団体になりましたが、必ずしも地域活力の十分な向上につながっていません。
- ・「地域活性化プラン」については、市町や農協などと支援チームを結成し、集落や産地などの支援に取り組んだ結果、52 の地域でプランが策定され、さまざま取組が開始されました。しかし、取組地域の拡大を継続的かつ円滑に図っていくことが課題となっています。
- ・農道（18 地区）や農業集落排水施設（12 地区）の整備により、農村地域における利便性の向上や生活環境の改善を進めていますが、生活排水処理施設の整備率は 62.3% にとどまっています。
- ・獣害対策については、鳥獣被害が多発している全ての地域（25 市町）で鳥獣被害防止計画が策定され、地域ぐるみで獣害対策に取り組む 72 集落を育成し、地域が一体となった追い払いなどに取り組みましたが、野生鳥獣の増加などにより、農林水産物への被害（751 百万円）に歯止めがかかりません。
- ・「農地・水・環境保全向上対策事業」を活用し、424 集落における 15,108ha の農地等の保全活動を支援しましたが、活動を自立的に継続していく体制が整っていない地域があります。
- ・「中山間地域等直接支払制度」により、223 集落の 1,618ha で耕作の継続による多面的機能の維持に向けた支援を進めましたが、高齢化の進行等により地域内の農業者だけで農地を維持していくことが困難な地域が増えつつあります。
- ・水産業では、「環境・生態系保全活動支援事業」により、18 組織による 268ha の藻場・干潟等の保全活動を支援しましたが、活動を継続するための仕組みづくりが進んでいません。



平成 24 年度の改善のポイントと取組方向

- ・農山漁村地域の活力向上に向け、グリーン・ツーリズム*等の取組による人・もの・情報の交流の活発化や、就業機会や収入の安定確保を図るための高齢者、女性等の知恵や能力を生かした新たな経済活動（いなかビジネス*）の創出等を進めます。
- ・市町・農協等と連携し、地域の農業者等の思いや考えをくみ上げ、意欲醸成を促す中で「地域活性化プラン」の策定地域の拡大を図りながら、支援チームによる継続的な支援に取り組みます。
- ・快適性や利便性を確保するための生活環境、農業の生産性向上のための基盤整備、さらには災害に強い地域づくり等に取り組みます。特に、生活排水処理施設については、地域の合意形成を促すことにより、整備の円滑化を図ります。
- ・「獣害につよい集落」づくりに加え、捕獲頭数等の制限緩和や大量捕獲システムの導入など地域の実情に即した捕獲力の強化、未利用となっている捕獲獣を有効に活用するための安全・安心な獣肉の処理・利用体制の構築と認知度の向上に取り組みます。
- ・「農地・水・環境保全向上対策事業」の実施をとおして、農業・農村の多面的機能を維持増進の取組を継続的に発展させ、地域資源を活用した収入増加につながる経済活動の創出を促進します。
- ・中山間地域等の条件不利地において耕作が継続されるよう、地域内の農業者だけでは農地の維持が困難な地域において、近隣地域がサポートする広域的な営農調整の仕組みづくりを促進します。
- ・藻場、干潟の持つ多面的機能の維持・回復に向けた取組を、漁業者や地域住民などさまざまな主体が参画を得て促進し、地域資源を活用した経済活動の創出につなげます。

県民指標				
目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値 実績値	27年度 目標値 実績値	目標項目の説明
農山漁村地域の交流人口	— 5,086 千人 (22年度)	5,160 千人 (23年度)	5,370 千人 (26年度)	農山漁村地域において、農山漁村の暮らしや食文化、農林水産業等を身近に体験することのできる主要な施設の利用者数
目標項目を選んだ理由			平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方	
農山漁村地域へ興味や目的を持ち訪れる利用者数を把握することで、本県の農山漁村地域の魅力を推し測ることが可能と考えられることから選定しました。			農山漁村地域の交流人口を現状値を起点として過去4年間の実績(約1%/年の増)の5割増しになる毎年度 1.5%ずつ伸ばしていくことをめざして設定しました。	

施策責任者からのコメント

農林水産部 次長 福岡 重栄 電話：059-224-2501

- ・農山漁村の振興にあたっては、「地域活性化プラン」などの取組により、農林水産物のみならず、自然環境、歴史、文化など豊かな地域資源を活用してさまざまな商品等を開発し、都市との交流などを通じて、収入や雇用の安定確保に結びつける「いなかビジネス」を重点的に促進します。
- ・獣害対策については、野生鳥獣による農林水産被害が県内各地で重大な課題になっていることをふまえ、選択・集中プログラム（緊急課題解決 9）の中で、「被害対策」と「生息管理」の強化に加え、捕獲した野生獣の有効活用に向け、安全・安心で品質が確保された獣肉の供給などの取組を重点的に進めています。
- ・農水産業の多面的機能の維持・増進に向け、次世代の担い手となる子どもたちなどさまざまな主体による資源保全活動の促進と、保全した地域資源を活用した経済活動の創出を進めています。

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	4,490	5,500			

活動指標	23 年度 現状値	24 年度 目標値	27 年度 目標値	目標項目の説明
生活環境を整備する農山漁村集落数(累計)	2集落	4集落	18 集落	新たに農山漁村集落内の道路、排水路、防火水槽等の生活環境の整備を行った集落数
対応する基本事業	25401	安全・安心な農山漁村づくり		
目標項目を選んだ理由	平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方			
生活環境基盤整備が立ち遅れている農山漁村地域において、暮らしの安全・安心を確保するための集落内道路の整備や防火水槽の設置等の防災対策が重要と考えられることから選定しました。	集落道路、防火水槽等集落内の生活環境の整備を進める総合整備事業の今後の実施想定地区(集落)をふまえて設定しました。			

活動指標	23 年度 現状値	24 年度 目標値	27 年度 目標値	目標項目の説明
野生鳥獣による農林水産被害金額	751 百万円 (22 年度)	728 百万円 (23 年度)	600 百万円 以下 (26 年度)	サル、ニホンジカ、イノシシ、カモシカ、カワウ等による農林水産業の被害金額
対応する基本事業	25402	獣害につよい農山漁村づくり		
目標項目を選んだ理由	平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方			
鳥獣被害防止対策の総合的な成果を測る指標として適当と考えられることから選定しました。	農林水産業者等が鳥獣被害の防止対策の効果を実感できるよう 4年後の県全体の被害金額を 20%以上減らしていくことをめざしていく中で、計画期間内での対策の進展も勘案して設定しました。			

活動指標	23 年度 現状値	24 年度 目標値	27 年度 目標値	目標項目の説明
「いなかビジネス」の取組数	108 件	125 件	170 件	中山間地域における、地域の農林水産物をはじめ自然、文化、人等の豊かな地域資源を生かした新たな経済活動創出の取組数
対応する基本事業	25403	人や産業が元気な農山漁村づくり		
目標項目を選んだ理由	平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方			
中山間地域の活性化のためには、就業機会や収入の安定確保、高齢者や女性等の地域人材の知恵や能力を生かした新しい経済活動の創出が重要と考えられることから選定しました。	4年後に中山間地域内 856 集落の 20%以上で「いなかビジネス」の起業に取り組まれることをめざす中で、現状との差の一年間分を増やす目標を設定しました。			

活動指標	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
農村の資源保全活動対象集落数	424 集落	460 集落	500 集落	農業および農村の持つ多面的機能の重要性を理解し、さまざまな主体が参画する地域の農地・農業用施設の保全活動が展開される集落数
対応する基本事業	25404			農業の多面的機能の維持増進
目標項目を選んだ理由				平成24年度目標値の設定にあたっての考え方
多面的機能の保全や発揮に向けては、多面的機能を評価し、その保全や活動に参画する農業者や地域住民等の取組が活性化していくことが重要と考えられることから選定しました。				4年後の対象集落を県内農業集落の1/4に相当する500集落まで拡大していくことをめざす中で、支援制度の仕組みもふまえて設定しました。

活動指標	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
藻場・干潟等の保全活動対象面積	268ha	273ha	290ha	漁業者等さまざまな主体が実施する藻場・干潟等の保全活動の対象面積
対応する基本事業	25405			水産業の多面的機能の維持増進
目標項目を選んだ理由				平成24年度目標値の設定にあたっての考え方
多面的機能の保全や発揮に向けては、多面的機能を評価し、その保全や活動に参画する漁業者や地域住民等の取組を拡大・深化させていくことが重要と考えられることから選定しました。				保全活動対象面積を4年間で約10%増大させることをめざす中で、現状との差の一年間分を増やす目標を設定しました。

施策 3.1.1

農林水産業のイノベーションの促進

【主担当部局：農林水産部】

平成27年度末での到達目標

本県がこれまで取り組んできた食育や地産地消運動、三重ブランド*をはじめとする取組の戦略的な発展と商品等の研究開発を強化する中で、地域の資源や特徴を生かして新たなビジネスに取り組む農林水産業者や事業者、地域が増加するとともに、新たな市場の開拓や環境など社会の成熟化に伴うさまざまな期待に対応した取組が増加しています。

平成23年度の取組概要

- ・三重ブランドの新規認定、首都圏集客施設でのレストランフェアの開催など三重ブランド認定品をはじめとする県産品の効果的なPRの実施
- ・商談支援、大都市圏バイヤーの県内招へい、商談会や百貨店での物産展などの実施
- ・米の需要に対応した品種の開発、植物工場を活用したトマトとイチゴ栽培における「複合環境制御技術」と「新しい栽培手法」の実証・展示
- ・これまで蓄積した研究シーズを活用した研究クラスター*の形成による商品の開発及び農畜産業者に対するその商品化技術の移転
- ・森林の効率育成や資源の利用拡大を図るための人工林における初期保育コストの低減に向けた現地調査、ニホンジカによる剥皮害を防除するための効果試験などの実施
- ・産学官が連携した地域水産技術クラスターの形成による水産物の付加価値向上に向けた取組の促進、資源調査や資源増殖のための技術開発及び革新的な養殖技術の開発などの実施
- ・県内小売店舗等における、みえ地物一番キャンペーン*を中心とした県産品のPRによる地産地消の推進



平成24年度の取組の検証（得られた成果、残された課題）

- ・「三重県産品に対する満足度アンケート」による県産食品（生鮮・加工食品）に対する消費者の満足度は、25.2%（県民の約4人に1人）にとどまっており、県産農林水産物が、県民が求めるニーズに十分応えきれていないものと考えられます。
- ・三重ブランドについて、2品目（伊賀牛、熊野地鶏）2事業者と既認定品目「伊勢茶」の1事業者を新たに認定しましたが、品目数及び事業者数ともにまだまだ少なく、新たなブランド商品の育成につながっていません。
- ・新たに地域資源として7品目のバイオトレジャー*を選定して情報発信しました。また、地域資源を活用する県内事業者の商品開発力を強化するため、7事業者の育成を行いました。しかし、地域資源を発掘するだけにとどまり、市場ニーズに応じた商品開発につながっていません。
- ・三重ブランド等の県産品を使ったレストランフェアや期間限定ショップの開催、各種メディアを通じた情報発信などにより、県産品や三重の魅力の効果的なPRに努めましたが、そのPR効果が継続せず、発信力が不足しています。県産品市場開拓スーパーバイヤー*による首都圏での商談支援、バイヤー招へいや百貨店での物産展などを通じて、県内事業者の大都市圏等への新たな販路拡大に取り組みましたが、大都市圏に向けたこだわりのある商品が不足しています。
- ・農畜産業技術では、産地間競争に対応できる三重県独自の新品種として、高温に強い水稻「三重23号」を開発しました。植物工場については、初期段階の機械設備の調整が終了し、安定的な運用が可能となりました。また、これまでの研究シーズを活用するために形成された研究クラスターでは、高カテキンの「ヘルシー緑茶」や茶を用いた「レトルトの医療食」の試作、イチゴ「かおり野」の

- 早期収穫技術の開発など、将来の新たな商品開発につながる取組が進みました。
- ・初期生長が優れたヒノキ苗生産技術の開発、ニホンジカによる剥皮害防止資材の効率的施工法の開発などを行いました。また、乾燥材の生産・利用マニュアルを他県と共同で作成しました。
 - ・地域水産技術クラスター*による水産物の高付加価値化に取り組んだ結果、アカモクの漁業資源化やゴマサバの販売価格向上に向けた取組など、地域での活動の基盤の形成が進みました。また、イワシ類やカツオ等の水産資源の状況調査結果を資源管理等に活用したほか、真珠の品質向上のための新しい技術の普及やマダイの疾病を予防する新しい技術の特許申請等を行いました。
 - ・東日本大震災により本県のカキ養殖に必要な種ガキの確保が困難となつたことから、三重大学・増養殖研究所等と連携して県内産のカキの種苗の生産技術開発に取り組み、生産したカキ種苗を漁業者に配布しました。
 - ・しかしながら、県等が開発した技術や研究成果を活用して、生産者や事業者の新たな事業展開につなげる取組が十分にできていません。
 - ・「みえ地物一番キャンペーン」への参加事業者は、平成23年度末で868事業者となり県産品の販売促進に取り組もうとする事業者が拡大しました。しかし、食育や環境保全により農林水産業の新しい価値を創出することや、その価値をわかりやすく県民に伝えていくことが十分にできていません。
 - ・将来にわたる間断ない食育の推進、共食を通じたコミュニケーションの促進等を取組方針とする第2次三重県食育推進計画を策定しました。

平成24年度の改善のポイントと取組方向

- ・県民に愛され、競争力のある県産品を創出できるよう、農林漁業者やその団体、食品関連企業だけでなく、食に関わる先端技術や新事業展開などの面でサポートできる研究機関、ものづくり企業、行政機関が参加する「みえフードイノベーションネットワーク*」を構築します。この取組によりカンキツ類を飼料に加えることにより健康で肉質の良いマダイの生産や鹿肉を活用したカレーの開発など、多様なニーズに対応する商品開発や地域ブランド商品を創出していきます。
- ・地域の農林水産資源の高付加価値化に取り組む事業者に対し、事業者の活動を「見える化」するフードコミュニケーションプロジェクト*を活用して人材育成に取り組むことにより、商品のこだわりを伝えやすくしていきます。
- ・三重県営業本部*等と連携して、オール三重県で三重ブランドをはじめとする県産品の認知度向上や販路開拓に取り組み、「もうかる農林水産業」に向けた展開を加速します。
- ・農畜産業、林業、水産業に係る技術開発・移転を通じて、農林水産業者、食品産業や木材産業事業者等による県民の皆さんの多様化する期待に応える新たな商品やサービスの提供に向けた取組を支援します。また、森林の効率的な育成と森林資源の利用拡大、海の再生力の活用等による海洋環境の再生などを促進します。
- ・企業等との連携により安全・安心の取組を強化しながら、食育や環境保全など新たな取組や価値の「見える化」を進め、県民にその価値を伝えていくなど、消費者と農林水産業との支え合う関係づくりに取り組みます。
- ・県民とともに学校給食への地場産物の活用などを進め、食育を計画的に推進していきます。

県民指標				目標項目の説明
目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	
県産品に対する消費者満足度	一	28.0%	40.0%	県産の農林水産物等に対して、満足していると回答した県内消費者の割合
	25.2%	一	一	
目標項目を選んだ理由				平成24年度目標値の設定にあたっての考え方
県産農林水産物等に対する消費者の満足度は、高付加価値化をめざす県内農林漁業者および事業者の取組に対する評価を測る指標として適当であることから選定しました。				4年後に40%の消費者満足度をめざす中で、現状との差の一年間分を増やす目標を設定しました。

施策責任者からのコメント 農林水産部 副部長 岡村 昌和 電話：059-224-2501

- 農林水産業の振興を図るため、生産環境の整備に加え、食品関連事業者や独自技術を持つものづくり企業が多い本県の特性を生かし、さまざまな業種や产学研官の連携強化により、農林水産業を「もうかる産業」に転換する取組を「みえフードイノベーション*」として選択・集中プログラム（緊急課題解決7）に位置づけ、重点的に推進します。
- 新たな商品開発や生産技術開発にあたっては、消費者ニーズを把握する流通・販売事業者等との連携により、「売れるものづくり」を進めます。三重県営業本部等と連携して、首都圏をはじめ国内外において、積極的な販路開拓に取り組みます。
- 三重ブランドに加え、地域全体を売り出す面的な情報発信や、生産者と消費者の相互理解の促進により、県産品の知名度向上とブランド力の強化を図ります。

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	718	842			

活動指標	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
農林水産資源を高付加価値化するプロジェクトの創出数(累計)	一	10件	25件	企業等との連携により農林水産資源を高付加価値化するみえフードイノベーション・プロジェクト等の創出数
対応する基本事業	31101 新たなビジネス創出に向けた基盤づくり			
目標項目を選んだ理由	平成24年度目標値の設定にあたっての考え方			
県内農林水産資源を活用した新たな商品を革新的に生み出す仕組みづくりが重要であることから選定しました。		県内農林水産資源を活用した新たな商品等が継続的に生み出されていくためには、農商工や产学研官の連携による開発プロジェクトが立ち上がりしていくことが効果的であることから、平成24年度に10件、その後は5件／年の新プロジェクトの立ち上げをめざして設定しました。		

活動指標	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
農畜産技術の開発成果が活用された商品等の数(累計)	一	25件	100件	農業研究所および畜産研究所が取り組む研究開発から生み出された成果のうち、次の①②のいずれかに該当する技術が活用された農業者等の商品やサービス等の件数 ①開発技術、②県が開発した特許・品種等
対応する基本事業	31102			農畜産技術の研究開発と移転
目標項目を選んだ理由				平成24年度目標値の設定にあたっての考え方
農業研究所および畜産研究所において新しく開発した品種や技術等については、農業者が消費者に向けて提供する商品やサービスなどに活用されることで価値があることから選定しました。				農業研究所および畜産研究所におけるこれまでの研究成果や現在の研究課題件数などをもとに向こう4年間の普及・実用化を積極的に見通す中で、毎年度25件ずつ増やしていく目標を設定しました。

活動指標	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
林業の研究成果が活用された商品および技術の数(累計)	一	5件	20件	森林・林業に関する研究成果のうち、事業者等に活用された商品や技術の件数
対応する基本事業	31103			林業・森林づくりを支える技術の開発と移転
目標項目を選んだ理由				平成24年度目標値の設定にあたっての考え方
林業研究所の森林・林業に関する研究成果については、事業者等に活用されることで価値があることから選定しました。				林業研究所におけるこれまでの研究成果や現在の研究課題件数などをもとに向こう4年間の普及・実用化を積極的に見通す中で、毎年度5件ずつ増やしていく目標を設定しました。

活動指標	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
水産技術の開発成果が活用された商品等の数(累計)	一	5件	35件	水産研究所が取り組む研究開発から生み出された成果のうち、次の①②のいずれかに該当する技術が活用された漁業者等の商品やサービス等の件数 ①開発技術、②県が開発した特許・品種等
対応する基本事業	31104			水産技術の研究開発と移転
目標項目を選んだ理由				平成24年度目標値の設定にあたっての考え方
水産研究所において新しく開発した品種や技術等については、漁業者等が消費者に向けて提供する商品やサービスなどに活用されることで価値があることから選定しました。				水産研究所におけるこれまでの研究成果や現在の研究課題件数などをもとに向こう4年間の普及・実用化を積極的に見通す中で、平成24年度に5件、その後は10件／年ずつ増やしていく目標を設定しました。

活動指標	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
企業との連携による食育等のPR回数	—	8回	8回	企業との連携によるイベント等を通じて食育等のPRを行った回数
対応する基本事業	31105 県民の皆さんと農林水産業の支え合う関係づくり			
目標項目を選んだ理由	平成24年度目標値の設定にあたっての考え方			
県民生活に近い場面でPRを実施することが、県民の皆さんと農林水産業の支え合う関係づくりを進める上で重要であることから選定しました。	県内全域での取組が重要であることから、県内8圏域ごとに年間1回以上のPRを行うこととして設定しました。			

【主担当部局：農林水産部】

平成 27 年度末での到達目標

「作る農業」から「売れる農業」、さらには「もうかる農業」への発展をめざす取組を促進することとあわせて、安全で安心な農産物が安定的に供給される生産から流通に至る体制が構築されるとともに、意欲ある農業者が経営の発展に取り組める環境が整備されることなどにより、消費者の期待に的確に対応した県産農産物の供給や県農業を中心となって支える農業経営体が増加しています。

平成 23 年度の取組概要

- ・「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例」に基づく「基本計画」と「行動計画」の策定に向けた検討
- ・農業者戸別所得補償制度のもと、需要等に応じた米、麦、大豆、新規需要米*等の生産指導、県産小麦・大豆のPRなど需要拡大に向けた取組
- ・主食用米の品質向上を図るための栽培技術指導や新品種の開発および产地育成に向けた検討
- ・野菜や果樹における地域の产地改革計画等の達成に向けた指導、伊勢茶や県産花き・花木に係る需要拡大に向けた活動、直売所を核とした多品目適量产地づくりに向けた支援
- ・畜産経営体への家畜衛生や経営の指導、畜産物のブランド化、基幹食肉処理施設*の健全な運営に向けた支援
- ・高病原性鳥インフルエンザ対策に係る対応マニュアルの大幅な改訂、初期防疫に必要な資材の備蓄や防鳥ネットの設置促進
- ・肉用子牛増産体制の整備に向けた活動や、放射性物質に係る出荷牛の全頭検査の実施
- ・地域資源の活用により新たな価値の創出につなげる「地域活性化プラン*」の取組の推進
- ・認定農業者*の確保や経営力強化に向けた指導、集落を核とした水田営農システムづくりに向けた活動の展開
- ・新規就農希望者や新規参入企業、障がい者等の就農促進に向けた活動の展開
- ・営農の低コスト化、高度化等のための区画整理やパイプライン化などの計画的な整備
- ・頭首工や用水路等農業用施設の長寿命化を図るための整備の実施
- ・紀伊半島大水害により被害を受けた農地等の復旧

平成 23 年度の取組の検証（得られた成果・残された課題）

- ・「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例」に基づく基本計画と、その着実な推進を図るための行動計画を策定しました。食料自給率（カロリーベース）は、国の食料政策等を活用し、水田の高度利用等を進めてきましたが、近年の数値（42～43%）と同水準にとどまりました。
- ・米（主食用）では夏場の異常高温等の影響による品質低下が著しく、小麦は 5,990ha（全国第 5 位）と作付けが拡大したものの実需者が必要とする生産量に届かないなど、需要に応えきれていない状況です。新規需要米のうち、飼料用米は 413ha と前年に比べ 5 倍の作付けとなりましたが、米粉用米は販売先が依然少なく、82ha に停滞しています。
- ・野菜や果樹では、产地改革計画等を策定した 74 产地への指導により、イチゴ品種「かおり野」の生産拡大と販路開拓、南紀みかんの輸出（タイ王国）などの取組が行われましたが、市場ニーズに対応できていない产地も多い状況です。
- ・直売所等を核に、小規模ながら多品目を出荷販売する地域の取組が進んできていますが、消費者の

求める品目や数量、品質に十分応えきれていない直売所等もあります。

- ・茶では、イベント等を通じた販路の拡大や「伊勢本かぶせ茶」など高級品の開発等に取り組みましたが、県外での知名度が依然低い状況です。花き・花木では、新たな品目や品種の導入等が進んでいますが、需要の変化等への対応や販路の開拓に遅れが生じています。
- ・畜産では、経営体の経営力は着実に向上来ていますが、特に、衛生面での危機管理意識が十分に徹底していない経営体もあります。
- ・放射性物質に係る出荷牛の全頭検査に取り組んでいますが、県産牛のブランドイメージの完全な回復に向けて、流通販売事業者からの検査要望は依然として強い状況です。
- ・「地域活性化プラン」については、市町や農協などと支援チームを結成し、集落や産地などの支援に取り組んだ結果、県内で 52 の地域においてプランが策定され、さまざま取組が開始されました。取組地域の拡大を継続的かつ円滑に図っていくことが課題となっています。
- ・土地の利用調整を円滑に進めるための水田営農システムの整備に取り組んできましたが、体制が整った地域は約 2,000 の農業集落のうち 652 集落と 3 割にとどまっています。
- ・農業経営体は、稻・麦等の土地利用型で経営規模の拡大が進んだ一方で、高齢によりリタイアした経営体もあり、全体の数は前年度と同程度にとどまりました。新規就農者は、113 名（45 歳未満）を確保できたものの、増加する雇用形態での就農希望に対応できる農業法人等経営体が少ない状況です。
- ・ほ場整備（36.7ha）やパイプライン化（31.5km）を 13 地区で推進し、農業経営体への農地集積を進めました。用水路など農業用施設の長寿命化のための整備を 9 地区で行いましたが、施設の老朽化が進んでいる状況を解消するには至っていません。
- ・紀伊半島大水害により被害を受けた 428 箇所の農地や 543 箇所の農業用施設等の復旧に向けた取組を進めました。

平成 24 年度の改善のポイントと取組方向

- ・「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例」に基づく基本計画に基づき、市町、農協等関係機関と連携した取組のもと、計画的確な推進を図ります。
- ・水田農業について、食品産業事業者や消費者の需要やニーズをふまえた米の生産や品質向上、高温に強い水稻新品種「三重 23 号」による戦略的な産地展開、需要に応えうる小麦・大豆の生産拡大、「みえフードイノベーション*」の取組と連携した新規需要米の需要拡大などを進めます。
- ・野菜や果樹についても、産地改革計画等に基づき、「みえフードイノベーション」の取組と連携させながら、特色ある品種や生産技術を生かしてマーケットを意識した生産・販売ができる産地の育成を進めます。
- ・地域の消費者に信頼される産地として、食の安全・安心の確保と、さまざまな品目を適量供給できる多品目適量産地の拡大を図ります。
- ・伊勢茶の特徴を生かした新たな商品の開発と P R を進め、本県で開催する「関西茶業振興大会」を契機に県外での認知度向上を図ります。花き・花木では、新たな品目や品種の特徴を生かして、首都圏での品評会への出品や商談会への出展を通じて、販路の開拓を促進します。
- ・畜産経営の発展に向けて、家畜防疫や経営指導、衛生面での危機管理意識の徹底、肉用子牛の県内増産システムの構築、基幹食肉処理施設の機能充実等に取り組みます。特に、鳥インフルエンザの対策では、一新した対応マニュアルが円滑に機能するように、講習会・仮想訓練等の実施により関係機関との連携強化や、早期通報など農家段階での危機管理体制の構築を促進していきます。
- ・放射性物質に係る新たな基準値に対応した県産牛の全頭検査体制を整備し、検査を実施します。
- ・市町・農協等と連携し、地域の農業者等の思いや考えをくみ上げ、意欲醸成を促す中で「地域活性化プラン」の策定地域の拡大を図りながら、支援チームによる継続的な支援に取り組みます。
- ・集落の合意形成を促し、水田営農システムの体制整備に向けた土地利用の調整ルールづくり、地域の実情に応じた集落営農組織等の設立・法人化や、経営体の大規模化などを促進していきます。

- ・農業経営体の収益力の向上のため、消費者ニーズに応え得る品質の確保、6次産業化*等高付加価値化の取組の促進とあわせ、イノベーションに挑戦していく農業者人材の育成などを進めます。新規就農者の確保のため、円滑に就農できる環境づくり、雇用力のある農業経営体の育成、企業等の新規参入や農福連携による障がい者参画の促進を図ります。
- ・生産基盤の整備の推進とあわせて、地域の核となる担い手への農地の集積を進めます。農業用施設の日常の適正管理を徹底しつつ、計画的に農業用施設の長寿命化のための整備を進めます。
- ・紀伊半島大水害により被害を受けた農地や農業用施設等について、市町等と連携して、地域の実情に即してきめ細かく対応しつつ、早期の復旧に取り組みます。

県民指標				目標項目の説明
目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値 実績値	27年度 目標値 実績値	
食料自給率(カロリーベース)	一 42% (21年度)	43% (23年度) 一	46% (26年度) 一	県民の皆さんのが食料として消費する農水産物のうち県内農水産物により供給が可能な割合
目標項目を選んだ理由				平成24年度目標値の設定にあたっての考え方
国が食料自給率の向上を目的として平成32年度に50%を達成することを目標に設定したことをふまえるとともに、県段階の食料自給率には地域の農産物等生産の状況が反映されることから選定しました。				本県の食料自給力の向上に向けて食料自給率51%(平成33年度)をめざしていることから、その達成に向けた農産物等の作付見通しに基づいて設定しました。

施策責任者からのコメント	農林水産部 次長 赤松 齊 電話: 059-224-2501
<p>・「もうかる農業」の実現につながる新たな価値創出に向けた取組が集落や産地などで活発に起こるよう、そのスタートアップを支援する「地域活性化プラン」の取組を、市町や関係機関と連携し、重点的に進めています。</p> <p>・「地域活性化プラン」により開始された取組については、「みえフードイノベーション」の取組と連携する中で、企業や研究機関などとのマッチングなどを図ることにより発展・拡大させていきます。</p> <p>・水田利用の高度化を図り、食料自給力の向上につなげるため、農業者戸別所得補償制度を活用し、需要に応じた米や、食品産業事業者等のニーズを踏まえた麦・大豆等の生産拡大を進めます。</p> <p>・園芸特産物の産地振興に向けては、「みえフードイノベーション」の取組と連携させながら、特に、マーケティング戦略などの面から産地をリードできる人材の育成を進めます。</p> <p>・畜産経営の発展に向けては、鳥インフルエンザへの対応をはじめ、経営体の衛生面での危機管理意識の定着を徹底するなど、家畜防疫体制の強化に取り組みます。</p> <p>・県農業を支える経営体の育成に向けては、イノベーションに挑戦していく人材の育成、新規就農の環境づくり、企業等の新規参入や農福連携による障がい者参画の促進などに取り組みます。</p> <p>・パイプラインなどの生産基盤の整備や既設用排水路の長寿命化のための改修について、地域の実情に対応しながら、計画的に進めています。</p> <p>・紀伊半島大水害により被害を受けた農地や農業用施設等については、一刻も早い復旧に取り組みます。</p>	

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	10,228	11,526			
活動指標	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明	
水田利用率	93.4%	94.0%	96.0%	水田面積における作付面積の割合	

対応する基本事業	31201 水田農業の推進			目標項目を選んだ理由	平成24年度目標値の設定にあたっての考え方
県民の皆さん、生産者の双方から見て、需要に応じた水田農業の推進状況を総合的に評価する上で適当な指標と考えられることから選定しました。	4年後の水田面積の見通しと食料自給率目標46%をふまえて、主要作物についての毎年度の作付け拡大見通しに基づいて設定しました。				

活動指標	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明	
新たな視点の産地展開に挑戦する園芸等産地増加数(累計)	一	5産地	20産地	契約栽培や消費地での直接販売、産地単位での6次産業化など、新たな視点を取り入れた産地展開に取り組む園芸等産地の数	
対応する基本事業	31202 園芸等産地形成の促進			目標項目を選んだ理由	平成24年度目標値の設定にあたっての考え方
流通チャネルが多様化する中、市場流通を基本とした生産、販売にとらわれない農業の展開(農商工連携や6次産業化)を図ることで、ブランド力の向上や産地の活性化等が期待できることから選定しました。	産地改革計画等を策定している産地(野菜56、果樹18)の1/4程度で新たな視点の産地展開に取り組まれることをめざして、毎年度5産地ずつ増やしていく目標を設定しました。				

活動指標	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
近隣府県の畜産 産出額に占める 割合	13.7% (22年度)	13.8% (23年度)	14.1% (20年度)	近隣府県(岐阜県、愛知県、三重県、滋賀 県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、 和歌山県の2府7県)の畜産物の産出額に 占める本県の割合
対応する基本事業	31203			畜産業の健全な発展
目標項目を選んだ理由	平成24年度目標値の設定にあたっての考え方			
三重県と地理的条件や農畜産物の流 通区域が似通っている近接県域内の 本県を含む9府県でのシェア(割合)向 上は、消費者ニーズに応えた畜産物 の生産・供給を評価する上で適當な 指標と考えられることから選定しま した。	近隣府県における本県の割合を10年後に1%増加することをめ ざして、毎年度0.1ポイントずつ増加させていく目標を設定しま した。			

活動指標	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
農業経営体数 (認定農業者、 集落営農組織等)	2,346 経営体	2,410 経営体	2,610 経営体	積極的に経営改善や規模拡大を図ろうとする農業経営体の数
対応する基本事業	31204			多様な農業経営体の確保・育成
目標項目を選んだ理由	平成24年度目標値の設定にあたっての考え方			
認定農業者および集落営農組織等の 数は、本県農業が持続的に発展して いくための農業生産構造を測る指標と して適當であることから選定しました。	農業経営基盤強化促進法に係る県基本方針の10年後(平成33 年度)の農業経営体確保目標の3,000経営体に基づき、現状値 との差の1年間分を設定しました。			

活動指標	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
基盤整備済み農 地における担い 手への集積率	33.4%	36.9%	50.0%	パイプライン化など高度な基盤整備を実施 した地域における認定農業者等への農地 集積率
対応する基本事業	31205			農業生産基盤の整備・保全
目標項目を選んだ理由	平成24年度目標値の設定にあたっての考え方			
良好な生産基盤の確保・整備状況と、 基盤整備の事業効果を測る指標とし て適當であることから選定しました。	高度な基盤整備を実施した面積の過半(50.0%)を認定農業者 等が担っている姿を4年間で実現することをめざして、現状との 差の一年間分を増やす目標を設定しました。			

【主担当部局：農林水産部】

平成 27 年度末での到達目標

建築用材だけでなく、エネルギー源など新たな用途での利用が進み、木材生産量が増加しています。また、森林環境教育や森林に親しむ機会の提供に加え、県民の皆さんや企業、ボランティア等が森林づくりに参画しやすい環境整備が進み、さまざまな主体による森林づくり活動が活発に行われるとともに、間伐等の森林整備が進み、森林の適正な管理が進んでいます。

平成 23 年度の取組概要

- ・ 「三重の森林づくり条例」に基づく三重の森林づくり基本計画の見直しと策定
- ・ 「三重の木」認証事業者等が行うPR活動への支援、大規模展示会への出展、県有施設の木材利用と市町・民間の公共施設の木造化への働きかけ
- ・ 県下各地域において林地残材*の効率的な収集実証実験、火力発電所において県産木質チップ*を用いた混焼発電*の実用化に向けた実機試験の実施
- ・ 森林の現況調査活動や路網の整備等を支援し、森林の団地化・施業の集約化による搬出間伐*の促進
- ・ 森林施業の効率化を図る技術者の育成や建設業者の林業への参入を促す研修会等の開催
- ・ 森林所有者への森林整備の必要性を周知するダイレクトメールの送付
- ・ 「企業の森*」の推進、森林ボランティアの技術研修支援などによるさまざまな主体の森林づくり活動のサポートや森林や林業に対する理解を深めてもらうためのフェアの開催
- ・ 森林や木とのふれあいの場の提供、森林の学習推進コーディネーターの設置や指導者の育成、学校林などをフィールドとした体験学習の実施
- ・ 紀伊半島大水害等で被災した林道施設の復旧
- ・ 災害に強い森林づくりに関する税の検討を開始

平成 23 年度の取組の検証（得られた成果、残された課題）

- ・ 「三重の森林づくり条例」に基づく基本計画の見直しを行い、平成 24 年 3 月に「三重の森林づくり基本計画 2012」を策定しました。全製品出荷量に占める品質や規格の明確な「三重の木」「あかね材」等の出荷量の割合は低位にとどまっています。今後、県産材の需要を拡大するには、品質や規格の明確な「三重の木」「あかね材」等の供給拡大が必要です。
- ・ 林地残材の収集実証実験の成果を踏まえ安定供給体制を構築するとともに、県産木質チップ約 50 t を使用した碧南火力発電所における実機試験で判明した課題等の克服が求められます。
- ・ 森林の団地化による搬出間伐は進んできているが、小規模なものにとどまっており、森林経営計画の樹立には結びついていないことから、県産材の増大には至っていません。
- ・ 県産材の生産をこれまで以上に増大させていくうえで、担い手や技術力が不足しています。
- ・ 環境林整備について、市町の協力を得て促進しているものの、森林所有者の森林への関心が低いことなどを背景に計画どおり進んでいないことから、事業の仕組みを見直す必要があります。
- ・ 森林づくり活動に参加した人は年間延べ 23,449 人となりましたが、自発的な取組は多くありません。
- ・ 森林環境教育についての指導者の活動も多くなっていますが、さらに森林や木に対する理解を広げていくためには、林業者や森林ボランティア、NPO 等と連携しながら、学習の機会の提供を進めていく必要があります。

- ・紀伊半島大水害等で被災した326路線、1,032箇所の林道施設について、早期の復旧が必要です。
- ・森林づくりに関する税の検討委員会を2回開催し、税の在り方等について調査審議が行われました。

平成24年度の改善のポイントと取組方向

- ・「もうかる林業」への転換を図るため、木材産業関係団体と連携して品質や規格の明確な「三重の木」「あかね材」等の出荷量を増大することにより、県産材の需要を拡大します。「三重の木」については、PR活動への支援や首都圏等大消費地での販路開拓に取り組みます。また、「あかね材」については、パートナー企業との連携によるPR等により、需要拡大に取り組みます。
- ・木質バイオマスのエネルギー利用を促進するため、未利用間伐材*の安定供給体制づくり、火力発電所での混焼の実現に向けた協議を進めるほか、県内での新たな木質バイオマス発電施設の整備などを促進します。
- ・県産材の増大に資する森林施業の集約化や路網の整備等を促進するための森林経営計画制度について、市町や森林組合等と連携して普及・定着を図ります。
- ・県産材の効率的な生産のため、高性能林業機械*等の操作に習熟した技術者や森林所有者との合意形成により集約化を推進する森林施業プランナー*を育成するほか、建設業等の異業種からの林業への参入を促進します。
- ・環境林整備を促進するため、市町の協力を得て、森林所有者への働きかけを行うとともに、所有者の意向や現地の状況調査等をふまえて、整備の仕組みを見直します。
- ・これまでの三重のもりづくり月間を中心としたフェア等の開催に加え、フェイスブック等の情報ツールを充実して県民の皆さんの森林づくり意識の醸成を促進するとともに、企業の森や森づくり活動団体のスキルアップ等への支援などにより、さまざまな主体の森林づくりを進めます。
- ・森林環境教育の指導者登録制度を設け、登録指導者による小学校等での森林環境教育を実施するなど、知識や技能を持った県民の皆さんの協力のもとに、森林環境教育の提供機会の拡大を進めます。
- ・紀伊半島大水害により被害を受けた林道施設等について、市町等と連携して、地域の実情に即してきめ細かく対応しつつ、早期の復旧に取り組みます。
- ・税導入の是非を含め、使途等について調査審議を行う森林づくりに関する税の検討委員会の結果を踏まえ、災害に強い森林づくりを進めるための税導入について、検討を進めます。

県民指標				
目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値 実績値	27年度 目標値 実績値	目標項目の説明
県産材(スギ・ヒノキ)素材生産量	— 255千m ³	303千m ³	402千m ³ —	県内で生産されるスギ・ヒノキの供給量
目標項目を選んだ理由				平成24年度目標値の設定にあたっての考え方
林産物の多くを占める県産材(スギ・ヒノキ)の生産量を、目標項目として選定しました。				「三重の森林づくり基本計画2012」における平成27年度の素材生産量を達成するため、毎年段階的に増加させるよう平成24年度目標値を設定しました。

- 「もうかる林业」への転換を図るために、「三重の木」「あかね材」はもとより、木質バイオマスのエネルギー利用等新たな用途開拓により利用を拡大するとともに、森林経営計画の策定や人材育成等を進め、県産材生産量の増大に取り組みます。
- 紀伊半島大水害により被災した林道施設等について、早期の復旧に取り組みます。
- 災害に強い森林づくりを社会全体で支える仕組の一つとしての税導入について、結論を出します。

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	8,374	6,776			

活動指標	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明		
「三重の木」認証材等出荷量	26,737 m ³	32,000 m ³	50,000 m ³	県産丸太を用いた「JAS製材品」、「三重の木」認証材および「あかね材」認証材の出荷量		
対応する基本事業		31301	県産材の利用の促進			
目標項目を選んだ理由		平成24年度目標値の設定にあたっての考え方				
消費者の信頼を高めて県産材の利用を進めるためには、品質や規格の明確な県産材の提供が必要なことから、目標項目として選定しました。		平成22年度の県産丸太を使用した認証材等の出荷量を平成27年度までに倍増することとし、毎年段階的に増加させるよう平成24年度目標値を設定しました。				

活動指標	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明		
施業集約化団地面積(累計)	6,669ha	20,000ha	50,000ha	森林経営計画により施業の集約化を図るために団地化された森林面積		
対応する基本事業		31302	持続可能な林业生産活動の推進			
目標項目を選んだ理由		平成24年度目標値の設定にあたっての考え方				
県産材の低コスト安定供給体制の基礎となる施業集約化団地の面積を目標項目として選定しました。		施策目標である平成27年度の素材生産量402千m ³ を計画的に生産するために必要となる森林経営計画面積を確保するため、毎年段階的に増加させるよう平成24年度目標値を設定しました。				

活動指標	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明		
新規林業就業者数	41人	40人	40人	林業事業体(森林組合、素材生産業者等)への新規就業者数		
対応する基本事業	31303		林業・木材産業の担い手の育成			
目標項目を選んだ理由	平成24年度目標値の設定にあたっての考え方					
木材の生産や森林整備を実施するためには、必要な林業従事者を新たに確保する必要があることから、目標項目として選定しました。	施策目標の素材生産や間伐実施等を実現するための林業従事者を確保するにあたり必要な新規就業者数を目標値として設定しました。					

活動指標	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明		
間伐実施面積(累計)	-	9,000ha	36,000ha	県内の民有林で行われる計画期間中の間伐実施面積		
対応する基本事業	31304		森林の適正な管理と公益的な機能の発揮			
目標項目を選んだ理由	平成24年度目標値の設定にあたっての考え方					
森林の多面的機能を発揮させるためには、森林を適正に管理することが重要であることから、目標項目として選定しました。	'三重の森林づくり基本計画2012'の今後4年間の間伐面積36,000haを達成するため、9,000ha/年の間伐実施を目標として平成24年度目標値を設定しました。					

活動指標	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明		
森林づくり参加者数	23,449人	27,000人	30,000人	森林づくりに関する活動や催しへの、県民の皆さん、NPO、企業などさまざまな主体の年間参加者数		
対応する基本事業	31305		森林づくりへの県民参画の推進			
目標項目を選んだ理由	平成24年度目標値の設定にあたっての考え方					
県民の皆さんと「協創」した社会全体で支える森林づくりに向けて、身近な森林づくりへの参加を進めていくことが重要なことから、目標項目として選定しました。	'三重の森林づくり基本計画2012'における平成27年度の森林づくりへの参加者数を達成するため、毎年段階的に増加させるよう平成24年度目標値を設定しました。					

活動指標	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明			
森林文化・森林環境教育の活動回数	1,538回	1,700回	2,000回	県のデータベースに登録された指導者の1年間の延べ活動回数			
対応する基本事業	31306	森林文化および森林環境教育の振興					
目標項目を選んだ理由	平成24年度目標値の設定にあたっての考え方						
森林文化および森林環境教育の振興には、学習機会を多くすることが重要なことから、指導者の活動回数を目標項目として選定しました。	「三重の森林づくり基本計画2012」における平成27年度の森林文化・森林環境教育の活動回数を達成するため、毎年段階的に増加させるよう平成24年度目標値を設定しました。						

施策 314

水産業の振興

【主担当部局：農林水産部】

平成 27 年度末での到達目標

県 1 漁協のもと、さまざまな主体の参加による豊かな海の回復、持続的な水産資源の利用と収益性向上などを図ることにより、県民の皆さんの多様化する期待に応える水産物の安定的な供給が進んでいます。

平成 23 年度の取組概要

- ・ 10 年先の希望ある三重県水産業・漁村のめざす姿を明確にする「三重県水産業・漁村振興指針*」の策定と「地域水産業・漁村振興計画*」の策定への支援
- ・ 県 1 漁協の実現を前提とする東紀州地域の漁協合併への支援
- ・ 東日本大震災の津波により被災した養殖筏や定置網等の復旧および県内力キ養殖における種ガキ確保支援や県内ノリ養殖の経営構造改革に向けた支援の実施
- ・ 東日本大震災を教訓とした養殖施設の減災ガイドラインの作成
- ・ 持続的な生産が可能な水産業の確立を図るための資源管理・漁業所得補償対策*の活用や T A C (漁獲可能量*) による適切な資源管理、漁業取締船* 3 隻による取締活動等の推進、およびマダイ、ヒラメ等の重要魚種の種苗生産と放流の実施
- ・ 県内水産物の付加価値向上等に向けた漁業者等の取組への支援
- ・ 消費者に安全で安心な養殖生産物を安定的に供給するために生産者自らが行う養殖水産物に対する衛生管理体制の整備の促進、養殖マダイの生産情報公表養殖魚*の J A S 規格取得への支援
- ・ 魚礁の設置による生産性の向上、沿岸海域で効用が低下している漁場の環境を改善するための干潟造成・藻場造成・底泥浚渫等の実施
- ・ 持続的な生産を支えるため、水産業の活動拠点である漁港の係留施設や漁港間を結ぶ道路などの整備
- ・ 内水面資源の維持・増大のため、アユの種苗放流や外来魚の駆除、魚道整備等への支援

平成 23 年度の取組の検証（得られた成果、残された課題）

- ・ 「三重県水産業・漁村振興指針」（平成 23 年度策定）に基づく「地域水産業・漁村振興計画」の策定について、鈴鹿市白子地区、大紀町錦地区、尾鷲市早田地区をモデルとして取組を支援しました。計画に対する漁業者・水産団体とのさらなる連携強化が必要です。
- ・ 平成 23 年 7 月に尾鷲市内の 3 漁協が、平成 24 年 1 月には紀北町の 2 漁協が合併し、県内の沿海地区漁協数は、21 漁協となりましたが、県 1 漁協*の実現に向けた県内漁協の合意形成には至っていません。
- ・ 東日本大震災の津波により発生した養殖施設等のがれき 1,486 立米及びへい死魚 301 トンの処理、被災した養殖施設や定置網の復旧を支援しましたが、まだ一部に復旧中の施設もあります。
- ・ 三重大学・増養殖研究所等と連携して県内産の力キ種苗約 1,000 万個を生産し漁業者に配布しましたが、養殖を継続するためにはまだまだ県外産種苗の確保が必要な状況です。
- ・ ノリ養殖の復興のため、ノリ養殖業者、漁連、ノリ問屋等の流通関係者で構成する「のりフードイノベーション協議会」を設置・開催（3 回）し、ノリ養殖業経営の構造改革に向けた協議を行い、厳しい経営環境の中、地域特性に応じた新商品開発の重要性などの課題が再確認されました。
- ・ 自然災害による被害を最小限にする養殖施設の減災ガイドラインを、三重大学と連携して平成 24 年 2 月に作成しました。養殖漁業者等への減災対策手法の理解促進が必要です。

- ・資源管理による漁業資源の維持・回復を図るため、441人の漁業者が参加して策定した20の資源管理計画などに基づく取組を実施したところ、カタクチイワシ、サバは前年に続く好漁であったものの、アビ・マイワシなど資源状況が良好と言えない魚種がまだ多くあります。
- ・漁家の経営力向上をめざした青年漁業者のグループによるカタクチイワシの付加価値向上等への支援、みかんや海藻等を加えた飼料の投与によるマダイの新しい養殖技術の開発と販売戦略の検討、東紀州地域の特産品化をめざすヒロメ^{*}養殖の取組、養殖マハタのブランド化等を支援しましたが、売れる商品としての確立には至っていません。
- ・養殖業者への薬剤使用等の衛生管理指導や貝毒検査(44回)において、水産物安全基準違反^{*}は無く、生産者との交流会を通じた消費者に養殖魚の安全性のPR等を通じて、安全・安心な水産物の消費者への供給ができましたが、県民への迅速な情報提供については十分とはいません。
- ・生産性の向上を図るための魚礁の設置(2地区)、沿岸海域の漁場環境を改善するための干潟等の造成(5.2ha)や底泥浚渫(1.86ha)を実施し、干潟等の造成面積は年度の造成目標を達成しましたが、県内にはまだ再生すべき漁場が残っているのが現状です。
- ・漁港・漁村事業では、4地区で事業が完了し、安全で使いやすい漁港、安全で快適な漁村づくりを進めましたが、これまで整備してきた施設の老朽化が課題となっています。
- ・県内河川(11水系)への稚アユ放流(30トン)に対して支援し、アユ資源の増殖を図りました。また、長瀬太郎生川等での魚道の改修や自然地形を生かした魚道整備(2地区)を支援し、鮎の遡上を回復しました。

平成24年度の改善のポイントと取組方向

- ・「三重県水産業・漁村振興指針」に基づき、水産業・漁村のめざす姿や施策の展開方向を県民の皆さんや漁連や漁協などの関係団体等と共有し、漁業者・関係団体との連携強化や产学研による支援体制の充実を図ることにより、地域自らが取り組む「地域水産業・漁村振興計画」の策定・実現を促進します。
- ・水産関係団体が進める県1漁協の実現に向けた協議に参画し、協議の円滑な進行や合意の形成を促進します。
- ・東日本大震災や紀伊半島大水害等により被災した水産業の復興に継続的に取り組みます。
- ・カキの安定生産を図るため、県外産カキ種苗確保とのバランスにも留意しつつ、今後も県内産種苗の生産が必要です。秋に出荷時期を迎える県内産カキの市場評価等を調査し、優良な県内産カキ種苗の生産につなげていきます。
- ・ノリ養殖業の復興に向けては、新商品の開発への支援、病気に強い新しいノリ種苗の開発、すし職人などノリを扱う事業者と養殖業者との意見交換の場の設定等に取り組み、ノリ養殖業の収益性の向上を図っていきます。
- ・自然災害による養殖施設への被害を最小限にするため、減災ガイドラインについて、県内の養殖漁業者に広く説明し、施設改良による減災への取組を進め、東北地方を含めた県外の関係機関にも、情報提供していきます。
- ・漁業資源管理の徹底、密漁者に対する監視・取締りの強化により、持続的な生産が可能な水産業の確立を図ります。
- ・漁業者が中心となった売れる商品開発を促進し、取組をより深めていくため、「みえフードイノベーション^{*}」を活用して、地域特有の水産物の発掘、消費者ニーズに対応する商品やサービスを開発・提供する取組への支援、人材の育成を進めることで、「もうかる水産業」の実現に向けた地域や漁業経営体の経営力の強化、収益の向上をめざします。
- ・養殖衛生管理指導や貝毒検査の実施、消費者視点の水産物の提供や情報発信の改善・強化により、県民の皆さんのが期待する安全で安心な水産物を安定的に供給する体制づくりを進めます。
- ・魚礁の設置、浚渫やアサリ稚貝増殖場の造成等による漁場の再生・創生については、引き続き経済的かつ効果的な事業実施を進めます。

- ・機能保全計画*に基づき、漁港施設の維持修繕等を計画的に実施することで長寿命化を図り、安全で使いやすい漁港施設の整備、安全で快適な漁村づくりを推進します。
- ・内水面資源の維持・増大をめざし、アユの種苗放流や外来魚の駆除対策や、自然地形を利用した簡易な魚道整備や老朽化した魚道改修などにより、魚類等の生育に適した環境づくりを促進します。

県民指標				目標項目の説明
目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値 実績値	27年度 目標値 実績値	
主要魚種生産額の全国シェア	—	7.15% (23年)	7.3% (26年)	海面漁業における主要 18 種の生産額の全国シェア
	7.1% (21年)	—	—	
目標項目を選んだ理由				平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方
高い付加価値を生み出す水産業の確立をめざしていることから選定しました。				本県水産業の活性化を図る上でシェア拡大への挑戦が有効と考えられることから、主要魚種生産額の全国シェアを現状より 0.2% 増加することをめざして設定しました。

施策責任者からのコメント 農林水産部 次長 藤吉 利彦 電話 059-224-2501

- ・「もうかる水産業」への転換促進に向けて、漁業者、漁連や漁協などの関係団体、大学、市町等と連携して、意欲ある漁業者・経営体の育成、地域における「地域水産業・漁村振興計画」の策定、漁協の合併などを支援します。
- ・資源管理・漁業所得補償対策の活用など資源管理の徹底を進めます。
- ・漁業がもうかる産業であることを示す成功事例等の情報発信を通じて、漁業の担い手対策に取り組みます。
- ・「みえフードイノベーション」を加速するために必要な漁場の再生・創生や安全で使いやすい漁港の整備を進めます。
- ・内水面資源の維持・増大をめざし、簡易な魚道整備などにより、河川等に生息する魚介類の生息に適した環境づくりを促進します。
- ・東日本大震災や紀伊半島大水害等により被災した水産業の復興に継続的に取り組みます。

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	3,147	3,583			

活動指標	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
県内の沿海地区漁協数	21 漁協	21 漁協	1漁協	沿海地区の漁協の数
対応する基本事業	31401	水産業・漁村のマネジメント体制の確立		
目標項目を選んだ理由	平成24年度目標値の設定にあたっての考え方			
県内全ての沿海地区漁協の合併による県1漁協の実現を促進していくことから選定しました。	平成27年度に県内全ての沿海地区漁協が合併し、1漁協となることを目標として設定しました。			

活動指標	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
資源管理に参加する漁業者数	441人 (確定値)	700人	1,500人	資源管理・漁業所得補償対策に係る資源管理計画に定められる取組を行う漁業者数
対応する基本事業	31402	高い付加価値を生み出す水産業の確立		
目標項目を選んだ理由	平成24年度目標値の設定にあたっての考え方			
持続的な水産資源の活用を図っていくためには、漁業者が主体となって資源管理を進めていく必要があることから選定しました。	4年後に沿岸漁業において1,500人の漁業者が資源管理に取り組んでいることをめざして設定しました。			

活動指標	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
沿岸の浅海域再生面積(累計)	63ha	65ha	74ha	伊勢湾および熊野灘沿岸における藻場・干潟等の造成・再生面積および英虞湾における底質改善面積
対応する基本事業	31403	自然と共生する生産性の高い水産業・漁村の構築		
目標項目を選んだ理由	平成24年度目標値の設定にあたっての考え方			
海域においては、陸域からの流入負荷、海岸線の開発等により、海域環境が悪化し海域の持つ生産力ならびにその水質浄化機能が低下しており、また、藻場・干潟等が減少し、再生が必要であることから選定しました。	生物の生息環境と、藻場・干潟を再生する適地を考慮して、効率的に再生可能な地区を優先的に整備することとして設定しました。			

成果レポート(案)「施策312農業の振興」の変更について

最新の実績（22年度の現状値）が明らかになったことから、施策312の一部を次のように変更したいと考えています。

県民指標「食料自給率（カロリーベース）」（17頁）

	現在案	変更後
23年度現状値	42% (21年度)	<u>44%</u> <u>(22年度)</u>
24年度目標値	43% (23年度)	<u>45%</u> <u>(23年度)</u>

また、この変更に伴い、本文についても、次のとおり修正したいと考えています。

平成23年度の取組の検証（得られた成果、残された課題）（15頁）

現在案	変更後
<ul style="list-style-type: none"> 「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例」に基づく基本計画と、その着実な推進を図るための行動計画を策定しました。食料自給率（カロリーベース）は、国の食料政策等を活用し、水田の高度利用等を進めてきましたが、近年の数値（42～43%）と同水準にとどまりました。 	<ul style="list-style-type: none"> 「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例」に基づく基本計画と、その着実な推進を図るための行動計画を策定しました。食料自給率（カロリーベース）は、国の食料政策等を活用し、水田の高度利用等を進め、<u>44%となりました</u>。